

令和 8 年 8 月 5 日（水）14:00～15:30
高千帆地域交流センター分館 2 階会議室

令和 8 年度山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会 次第

- 1 山陽小野田市福祉部長あいさつ
- 2 委員・事務局紹介
- 3 会長・副会長の選任
会長・副会長あいさつ
- 4 議事
 - (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要
 - (2) 障がい者差別解消支援地域協議会について
 - (3) 障がい者差別解消に係る市の主な取組について
- 5 障害者差別解消法に関する講義
～お互いが歩み寄る『真ん中』を探す 40 分～
講師：山口県障害者権利擁護センター委員会 副委員長 石津育幸 氏
- 6 意見交換・質疑応答
 - ・所属する機関・団体等において実施している合理的配慮や障がい者への配慮、工夫している取組について
 - ・講義に関する質疑応答

【配布資料】

- 資料 1 山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿
- 資料 2 障害者差別解消法について
- 資料 3 山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱
- 資料 4 障がい者差別に関する相談報告書
- 資料 5 障がい者差別解消に係る市の主な取組について

山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿

任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日

	所 属 機 関 名	役 職	氏 名
1	山口地方法務局宇部支局	宇部人権擁護委員協議会 会長	の せ としかつ 能勢 俊勝
2	宇部公共職業安定所	雇用指導官	まちだ こうじ 町田 光司
3	山陽小野田市障害者協議会	会長	みぞぐち まさひろ 溝口 雅公
4	山陽小野田精神保健家族会	役員	にしざわ さ ち こ 西澤 咲智子
5	小野田商工会議所	専務理事	かわぐち しゅうじ 河口 修司
6	山陽商工会議所	専務理事	ながた たけひこ 長田 毅彦
7	山陽小野田医師会	理事	ながさわ まさあき 長澤 仁明
8	山陽小野田市民生児童委員協議会	会長	いけだ ただひこ 池田 忠妃己
9	山陽小野田市社会福祉協議会	事務局長兼地域福祉課長	みつなが ひとし 光永 仁
10	相談支援専門員	特定相談支援事業所のぞみ 主任相談支援専門員	よしみ かずお 吉見 兆生
11	山陽小野田警察署	警務課長	たんだ よしのり 反田 義規
12	山陽小野田市市民活動推進課	課長	にしぎき だい 西崎 大
13	山陽小野田市生活安全課	課長	くまの たかふみ 熊野 貴史
14	山陽小野田市教育委員会学校教育課	課長	ますたに てつや 升谷 哲也
15	山陽小野田市商工労働課	課長	く どう あゆむ 工藤 歩
16	法曹関係者	弁護士	おかだ たくじ 岡田 卓司
17	学識経験者	社会福祉士、介護福祉士、 精神保健福祉士	もりもと ゆ み 森本 由美

(令和8年6月1日現在)

障害者差別解消法について

■ 障害者差別解消法とは

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる障害者差別解消法)は、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年(2013 年)6 月に制定され、平成 28 年(2016 年)4 月に施行されました。
- ・行政機関等や事業者には、障害のある人に対して**不当な差別的取扱い**をしないことが求められています。また、障害のある人から意思の表明があった場合には、**過重な負担のない範囲で、合理的配慮**を提供することが求められます。
- ・令和 6 年(2024 年)4 月からは、民間事業者による合理的配慮の提供も義務化されました。

■ 法律のポイント

🚫 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由に、サービスの提供を断ったり、制限したり、条件を付けたりすることは禁止されています。

🤝 合理的配慮の提供

障害のある人から意思の表明があった場合に、過重な負担のない範囲で、社会の中にあるバリアを取り除くために必要かつ合理的な対応を行うことです。

■ 「不当な差別的取扱い」とは

障害があることを理由に、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、本人に不利な条件を付けたりすることをいいます。

【具体例】

- ・「障害のある人は利用できません」と一律に断る
- ・ 本人だけで利用できるのに、一律に介助者の同伴を求める
- ・ 障害があることを理由に、一律に対処場所や時間を制限する

■ 「合理的配慮の提供」とは

障害のある人が、障害のない人と同じようにサービスや手続を利用できるよう、個々の状況に応じて必要な工夫や調整を行うことです。

これは「特別扱い」ではなく、機会を確保するための調整です。

【具体例】

- 車いす利用者のために、通路や席の配置を調整する
- 聴覚障害のある人に、筆談や文字で説明する
- 視覚障害のある人に、書類や案内を口頭で丁寧に説明する
- 発達障害のある人に、手順を簡潔に整理して伝える

■ 合理的配慮を考えるうえで大切なこと

大切なのは「建設的対話」です。

合理的配慮は、本人の困りごとや希望を確認し、何ができるかを一緒に考えることが基本です。

【対話のポイント】

- 本人の話をよく聞く
- どのようなことに困っているのか、どのような配慮が必要かを確認する
- できる方法や代替案を一緒に考える
- 「前例がない」「できない」と一律に判断しない

■ まとめ

障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる地域づくりのためには、
不当な差別的取扱いをなくし、必要な合理的配慮について対話しながら考えていくことが大切です。

※具体的な対応は、個別の状況や業務の内容、負担の程度などを踏まえて判断します。

山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

(設置)

第 1 条 障がい者差別解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、差別の解消に向けて取り組むとともに、誰もが障がいに対する理解を深め、配慮を実践することで、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図ることを目的として、山陽小野田市障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、第 1 条に規定する目的を果たすため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 協議会の基本的な運営方針並びに政策提言及び研修啓発に関する企画の決定に関すること。
- (2) 相談体制の構築及び個別の相談事案の進行管理に関すること。
- (3) 地域における障がい者差別の実態把握及び差別の解消に資する取組に関する情報の収集に関すること。
- (4) 相談窓口による紛争の防止、解決に向けた協議及び構成団体相互の活動状況の情報交換に関すること。
- (5) 障がい者差別の解消に資する取組の共有及び分析並びに周知及び発信又は障がい特性の理解のための研修、啓発及び発信に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。ただし、山陽小野田市協創部市民活動推進課、山陽小野田市市民部生活安全課、山陽小野田市経済部商工労働課及び山陽小野田市教育委員会事務局学校教育課にあつては、課長をもって充てる。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を決定するための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 委員は、会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、
会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

国の機関	山口地方法務局宇部支局（人権擁護委員）
	宇部公共職業安定所
障がい当事者	山陽小野田市障害者協議会
家族会	山陽小野田精神保健家族会
事業者	小野田商工会議所
	山陽商工会議所
医療	山陽小野田医師会
福祉	山陽小野田市民生児童委員協議会
	山陽小野田市社会福祉協議会
	相談支援専門員
自治体機関	山陽小野田警察署
	山陽小野田市協創部市民活動推進課
	山陽小野田市市民部生活安全課
	山陽小野田市経済部商工労働課
	山陽小野田市教育委員会事務局学校教育課
法曹関係者	弁護士
学識経験者	

相談受付日時	年 月 日 / 時 分 ~ 時 分			
相談者	対応者		受付方法	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他()
	本人との関係	☐ 本人 ☐ 家族親族(同居・別居)続柄: ☐ 近隣住民・知人 ☐ 民生委員 ☐ 相談支援事業所 ☐ 障害福祉サービス事業所 ☐ 介護保険サービス事業所 ☐ 医療機関 ☐ 民間事業所() ☐ その他()		

差別の内容	☐ 不当な差別的取扱い ☐ 合理的配慮の不提供
相談・訴えの内容	誰が・いつ・どこで・誰に・どのように・どうしたのか

※複数の機関等によって解決を図る事案の場合は、他の機関等で対応してもらいたい内容も記載できます。

障がい者差別解消に係る市の主な取組について

① 市主催の講演会等における合理的配慮として意思疎通支援者(手話通訳者等)を設置

令和7年度実績

- ・社会を明るくする運動講演会(社会福祉課)
- ・ブルーライトアップ手話の日交流会(障害福祉課)
- ・山陽小野田市戦没者追悼式(社会福祉課)
- ・健康で長生きのまちづくりフォーラム(健康増進課)
- ・SOS健康フェスタ(健康増進課)
- ・ヒューマンフェスタさんようおのだ(市民活動推進課)
- ・在宅医療・介護普及啓発事業(高齢福祉課)
- ・二十歳のつどい(社会教育課)
- ・心のバリアフリー障害福祉講座(障害福祉課)
- ・共生のまちづくり講演会(中央図書館)

令和8年度(7月まで)実績

- ・心のバリアフリーフェスタ(市民活動センター)
- ・心のバリアフリー障害福祉講座(障害福祉課)
- ・社会を明るくする運動講演会(社会福祉課)

※イベント広報等に、意思疎通支援者の設置があることを記載。

② 窓口等に次のものを設置

- ・筆談ボードや電子メモパッド(総合案内、市民課、高齢福祉課、障害福祉課、公園通出張所、山陽総合事務所)
- ・杖置き(障害福祉課)
- ・卓上型対話支援システム「comuoon」(障害福祉課)
- ・遠隔手話通訳サービス(山陽小野田市役所本庁、山陽総合事務所)
- ・携帯型磁気ループシステム(講演、会議)
- ・呼び出しベルの設置(障害福祉課) **新規**
- ・希望するコミュニケーション方法をイラストで示したボードの設置(障害福祉課) **新規**



③ 市広報の情報提供における合理的配慮として点訳・音訳事業

点字や音声(CD)による「市広報」作成

④ 障がいを理解し、ちょっとした手助けや配慮ができる市民が増えることにより、障がいのある方も暮らしやすい社会を実現するため、山口県が行っているあいサポート運動の推進

令和8年度(7月まで)実績

・あいサポートキッズ研修の開催(1件)

実施日 令和8年6月3日(水)10:40~11:25

対 象 山陽小野田市立小野田小学校(5年生 51名)

※9月に本山小学校と須恵小学校でも実施予定。

⑤ 周囲に支援を求めるためのコミュニケーションツールとして、ヘルプカードの配布

【記入例】

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  山陽小野田市	住所: 山陽小野田市 日の出の丁目の角の角 氏名: 山陽 太郎 部屋番号 A 室 生年月日: S40 年 4 月 1 日 男性 連絡先① 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 氏名 山陽 一郎 (続柄 父) 連絡先② 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇 氏名 山陽 花子 (続柄 母)
💖 苦手なこと・できないこと 品が不自由です。 太き食器や果物が苦手です。 💖 手伝って欲しいこと 手すりがないトイレでは介助が必要です。 ゆっくりと話をしてください。	障がい名・病名など 腎臓病(人工透析中です) かかりつけ医療機関: 〇〇病院 主治医: 〇〇〇〇 医師: 〇〇-〇〇〇〇 薬: 〇〇を服用中です。 アレルギー: 無・有(〇〇アレルギー) てんかん: 無・有

⑥ 窓口等の合理的配慮について(新人職員研修)

毎年、新人職員研修において、窓口対応や事務処理においての合理的配慮についての研修を実施。

心の バリアフリー フェスタ



入場
無料

まちの活動に出会える日

福祉分野で活動する市民活動団体やボランティア団体、事業所の取り組みを
見て、知って、体験してみませんか？

6/28日 10:00～15:00
[会場] Aスクエア

特別
企画

スタンプラリー
発見！まちのふくし活動

いろいろな活動を体験して、
しかつんグッズ（ハンドタオル、
ステッカー）をゲットしよう！



体験の一部を
ご紹介！



センタ一のなかま
しかつん

福祉事業所マルシェ



障害福祉の身近な相談所による
相談ブースも！

ミニステージ 10:30～12:00

手話サークルの手話歌
&なるみ園ダンス



あそびコーナー
プラレール広場



レールを自由にをつなげて遊ぼう♪



モルック体験会
フィンランド発の
スポーツを体験しよう！



200食限定！

出張！やっぷ食堂

市民活動団体YAPフレンズによる
子ども食堂「やっぷ食堂」が開催されます！

今回はうどんを配布予定です。
(子ども無料/大人300円)



スイーツコーナーや
キッチンカーも！



【同日開催】心のバリアフリー障害福祉講座

13:00～14:30

宇部市を拠点に活動するウォーターアート®
パフォーマー・堀川玄太氏による講演会



【場所】Aスクエア2階会議室【定員】100人(先着順)【参加費】無料
【申込締切】6/23(火)【問合せ】障害福祉課(TEL 82-1170)



主催

山陽小野田市民活動センター

協力

山陽小野田市社会福祉協議会、山陽小野田市障害福祉課

後援

株式会社宇部日報社、株式会社FM山陽小野田 FMスマイルウェーブ

スタンプラリー
発見！まちのふくし活動

会場のブースをまわって、いろいろな活動を体験しよう！
スタンプを集めた方には、**かわいいオリジナルグッズをプレゼント！**
楽しみながら、まちの活動を発見しよう！



発見！まちの活動コーナー

- 1 視覚障がい者と歩こう。
歩行サポート体験 野菊の会
- 1 介護かるたミニ大会
小野田在宅介護者の会 とらいぼっど
- 1 RDDってなあに？クイズ
難病サポートfamiliaやまぐち
- 1 お菓子すくいで学ぼう！
「おいしい」をいっしょに。
アレルギーっ子の会 ばれぼれ
- 1 点字体験
点訳グループ スズランの会
- 1 ミニ手話講座
小野田手話サークル つくしの会
- 1 活動PR・体験コーナー（クイズ・おりがみなど）
山陽小野田市障害者協議会

- 1 盲導犬と歩むくらし紹介
- 1 骨密度測定
山陽小野田市健康増進課
- 2 車いす体験・アイマスク体験
山陽小野田市社会福祉協議会

福祉事業所コーナー

-  就労継続支援B型事業所 いちご
 プラスワンワークス
 山陽小野田市社会福祉事業団 まつば園
 基幹相談支援センター
 (相談支援事業所のぞみ)

あそびコーナー

- 4 プラレール広場
ホット・スポット
- 5 モルック体験会
日本ユニバーサルモルック協会

フードコーナー

- 6 YAPフレンズ
- 6 かこしふおん
- 6 ジェラテリアパールSAKURA

※順不同 ※出展団体および会場MAPは当日変更になる可能性があります

駐車場について

当日はAスクエアの駐車場のほか、小野田工業高校および太平洋セメント株式会社の駐車場を臨時駐車場としてご利用いただけます。

お問い合わせ



山陽小野田市中心二丁目3番1号Aスクエア1階
TEL : 0836-52-8668 FAX : 0836-52-7622
MAIL : info@soc-cac.jp



アイ ラブ はっ たつ しょう

『I Love 発達障がい』

な わら えがお
～泣いて 笑って みんな笑顔になれますように～

2026

6/28 (日)

13:00～14:30

Aスクエア

こころ

心のバリアフリー

しょうがい ふく し こう ざ

障害福祉講座

ウォーターアート®パフォーマー
堀川 玄太 さん



COMING SOON

どうじっかいさい
同日開催

ホーム
ページ



【場 所】Aスクエア (山陽小野田市中央二丁目3番1号)

【演 題】『I Love 発達障がい』

～泣いて 笑って みんな笑顔になりますように～

【講 師】堀川 玄太 さん (ウォーターアート®パフォーマー)

堀川 貴美子 さん (玄太さんの母)

【参加費】無料 【定員】100人 (先着順)

【申込方法】Web申請、電話、FAX 【締切】6/23(火)

【申込先】山陽小野田市障害福祉課 電話:82-1170 FAX:83-0854

(Web申請)



令和8年度 心のバリアフリー障害福祉講座申込票



ふりがな	日中つながる 連絡先	居住地	車椅子席 の希望 (あれば○を記入)
氏 名			
		市内・市外	あり・なし
		市内・市外	あり・なし
		市内・市外	あり・なし
		市内・市外	あり・なし

堀川玄太さん・堀川貴美子さん プロフィール

堀川玄太さんは、ほうきや霧吹きを使い、水で地面や石膏ボードに絵を描くウォーターアート®パフォーマー。幼少期は児童発達センターに通園し、小・中学校では支援クラスに通学。私立高校を卒業後、就労継続支援事業B型で勤務。その後、2021年8月からウォーターアート®パフォーマーとして独立し、全国各地のイベントに出演している。NHK「チコちゃんに叱られる！」に出演（令和7年12月19日放送）。

堀川貴美子さんは、玄太さんの母親で、4人の子のうち3人に発達障害があり、山口県ADHDを考える会世話人として、全国各地で講演会など、こどもたちとその家族の笑顔を増やす活動を行っている。



[ホームページ]

障がい者差別解消支援地域協議会様

障がい者差別解消法—お互いが歩み寄る『真ん中』を探す 40 分

- 障がい者差別解消法の誕生

世界の動きに連動して成立

- 医学モデルと社会モデルの違い

医学モデル 障害の原因を個人の身体的なものとしてとらえる

社会モデル バリアは個人ではなく、社会の仕組みの不備にあると考える

- 不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供

障害があるからという理由だけで、サービスを拒否しない

出来る範囲で出来ることを提案

- 見えにくい障害もある

障がい特性を知ることは大事

まとめ

- 健常者側のあたりまえを押し付けないこと
- 出来ない無理なことは、お互いに『できない』とっていい
- 『それなら、これどう？』と一緒に探そうとする姿勢が、世界を優しく変えていく

《事前回答》

所属する機関・団体等において実施している合理的配慮や障がい者への配慮、工夫している取組等がございましたら御記入ください。

所属機関名	取 組 内 容 等
宇部人権擁護委員協議会	高齢者・障がい者差別防止と、相談窓口を紹介したリーフレットを作成・配布し、啓発活動をしている。
宇部公共職業安定所	〈雇用している障がい者への配慮〉 通院が定期的にあるため、休暇・勤務時間の配慮を行っている。 〈求職者（ハローワーク利用者）への配慮〉 毎週火曜日に聴覚障がい者向けに手話協力員を設置している。
山陽小野田市 民生児童委員協議会	当団体では、障がいのある方への理解促進と交流の機会づくりに取り組んでいます。 小野田地区としては、直近3年間でグリーンヒル山陽や萩市の社会福祉法人ふたば園三見事業所への訪問を実施しています。また、あいサポーター研修を受講し、障がい特性への理解や配慮ある声かけ・対応について学び、日頃の活動に生かすよう努めています。 山陽地区としては、毎年10月にグリーンヒル山陽にて開催される秋祭りのバザー手伝い（15人程度）とコーラス部（20人程度）の発表会を行っております。また、市障害福祉課の主催で開催される「障害福祉講座」には多数の民生児童委員が参加して学習に努めております。あいサポート研修は、山陽地区でも令和6年に開催、令和8年度も後半に開催予定をしております。
山陽小野田市 社会福祉協議会	・意思疎通支援事業 受託事業 ・手話奉仕員等養成講座、スキルアップ講座の開催 受託事業 ・山陽小野田市障害者協議会事務局の受託 ・手話通訳可能な職員の配置 ※本所のみ ・車いす貸出事業 ・市社協出前講座メニュー →アイマスクガイドヘルプ、車いす体験（ガイドヘルプ）、手話体験、点字体験、要約筆記体験、音訳体験 ・障がい者支援を目的としたボランティア活動（グループ）の支援 - 手話：2グループ 点字：2グループ 音訳：2グループ - 要約筆記：2グループ ガイドヘルプ：1グループ ・県広報誌「ふれあい山口」（点字版・カセットテープ）の設置 ・本会広報誌「かけはし」（点字版・CD）の設置 ・障がい者用駐車スペースの確保及び玄関前スロープの設置 ※山陽支所

相談支援事業所のぞみ	重要な説明や契約書類、サービス利用の流れについては、資料や図・イラストを用いて分かりやすく説明している。さらに、サービス利用の選択肢や支援計画案をチラシや現物などの見える形で提示し、本人が納得して選択できるよう配慮している。 支援者主導ではなく、本人が自分で決めたと感じられる意思決定につながるよう、提示方法や説明の工夫を行っている。
山陽小野田警察署	法改正段階から警察職員に教養が徹底され、意識付けが行われており、障がい者が来署した際には、声かけを行い、障害の程度に応じ適切に対応しています。
山陽小野田市商工労働課	※所管する業務の範疇で気付いた内容を紹介します。 ・公共交通を所管しているが、各バス事業者において車いすの方などが乗降されるときにスロープでの対応等を行っている。 ・ハローワークでは、障害のある方に向けた専門窓口を設置し、身体的な特徴や体調などに応じた職業相談、職業紹介を実施している。
山口県弁護士会	弁護士会内におけるガイドラインを作成中 法律相談における要約筆記活用可能性